

報道機関各位

結婚新生活スタートアップ補助金について

婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、町における婚姻数の増加と少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助する制度ができました。

対象世帯

- (1) 令和3年1月1日から令和4年2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- (3) 世帯の所得が400万円未満
- (4) 夫婦共に町内に住所を有すること
- (5) 対象となる住居が町内にあること

対象事業

- (1) 住居費…住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- (2) 引っ越し費用…引越し業者又は運送業者への支払に係る実費

補助金額

1世帯 30万円

その他

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

添付資料 有 無

育てる男が、家族を支える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

企画振興課 若者・女性活躍推進係
(課長) 毛利 岳夫 (担当) 清水ちふ美
電話：0265-79-3152
FAX：0265-79-0230
E-mail：kizai@town.minowa.lg.jp

結婚新生活スタートアップ補助金

概要

婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、町における婚姻数の増加と少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助する制度ができました。

対象

補助金の交付の対象となる世帯は、次に掲げる全ての要件を満たす世帯です。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- (3) 世帯の所得が400万円未満（申請年度前年分の夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に離職した場合にあっては、当該者の所得をなしとして算出））
- (4) 夫婦共に町内に住所を有すること
- (5) 対象となる住居が町内にあること

補助対象

- (1) 住居費…住宅の購入費、賃料（勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料
- (2) 引っ越し費用…引越し業者又は運送業者への支払に係る実費

補助金額

1世帯当たり30万円を限度（1,000円未満切捨）

交付申請

以下の申請書類を揃えて申請してください。

- ① 結婚新生活スタートアップ補助金交付申請書
- ② 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ③ 所得証明書等、所得を証明する書類
- ④ 納税証明書
- ⑤ 離職票（婚姻を機に離職した場合）
- ⑥ 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号）（婚姻を機に離職した場合）
- ⑦ 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合）
- ⑧ 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- ⑨ 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- ⑩ 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住居費における賃貸借の場合）
- ⑪ 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）資料

交付期間

令和3年4月1日から令和4年2月末日まで

- ・ [結婚新生活スタートアップ補助金交付要綱](#)